

# 第6回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月25日（金）午後2時30分から午後3時2分

2. 開催場所 網走市役所西庁舎会議室

3. 出席委員 17人

会長	17番	山田健一
委員	1番	居内和則
	2番	鬼塚秀明
	3番	鎌田直人
	4番	川崎伸弘
	5番	遠藤優一
	6番	福田稔
	7番	松尾貴子
	8番	藤田貴政
	9番	中川一弘
	10番	立石雄治
	12番	小田切英治
	13番	佐々木義彦
	15番	矢萩毅
	16番	首藤勝広

4. 欠席委員 11番 山本 登

議案第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第2号	農地等の使用貸借による権利の設定について
議案第3号	農地等の賃借権の設定について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の作成に関する諮問について
議案第7号	農地保有合理化事業に係る買入協議について
議案第8号	網走市都市計画審議会委員候補者の推薦について

6. 議事録署名委員 9番 中川一弘  
10番 立石雄治

7. 出席事務局職員	事務局 長	川合正人
	事務局 次長	本間保司
	農地係 長	石岡英樹
	事務局 主査	竹岡亮
	農地係 主事	猪股路子

## 8. 会議の概要

事務局長

それでは、ただ今より、網走市農業委員会第6回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりごあいさつをお願いします。

会長

(挨拶)

事務局長

次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたします。よろしく願いいたします。

議長

本日の出席委員は、16名で定足数に達しておりますので、ただ今から開会をいたします。なお、11番山本委員から欠席の報告がありました。

次に本日の会議の議事録署名委員として、9番中川委員、10番立石委員の両委員を指名いたします。

それでは、議案の審議に入ります。初めに、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。

それでは、事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(議案第1号の説明)

なお、農地法第18条第6項の規定による通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものでございます。許可不要要件については、別紙資料1の1ページに記載しております。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。それでは、お諮りいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地等の使用貸借による権利の設定について」を議題とします。初めに1番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、10番の立石委員の退席を求めます。

(10番立石委員 退席)

事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第2号1番の朗読説明)

なお、議案第2号1番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第2号1番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、要件を満たすものして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(10番立石委員 着席)

次に、2番から4番について説明を受けることとします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第2号2番から4番の朗読説明)

なお、議案第2号2番から4番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第2号2番から4番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、要件を満たすものして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第3号「農地等の賃借権の設定について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号の朗読説明)

なお、議案第3号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第3号については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、要件を満たすものして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。それでは、事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の3ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番  
議長

何もございませんでした。以上です。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第4号については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の3ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番  
議長

何もございませんでした。以上です。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

議長

ありませんか。それではお諮りいたします。議案第5号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第6号「農地

中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の作成に関する諮問について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

（議案第6号の朗読説明）

なお、議案第6号の農用地利用配分計画案の内容につきましては、農地中間管理事業規定第9条第1項から第5項に定める貸付決定ルールに基づき決定されること、および機構法第18条第4項第4号に関連し、利用権の設定を受ける者が利用権設定後に耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが必要でございます。各条項への適合状況につきましては、別紙資料1の4ページ記載のとおりでございます。以上でございます。

議長

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

（質疑なし）

議長

ありませんか。それではお諮りいたします。議案第6号は、中間管理事業に伴う農用地利用配分計画（案）の作成は適当である旨の答申をすることに御異議ありませんか。

（異議なしとの声あり。）

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第7号「農地保有合理化事業に係る買入協議について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

（議案第7号の朗読説明）

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

（質疑なし）

議長

ありませんか。それではお諮りいたします。議案第7号原案どおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なしとの声あり。）

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第8号「網走市都市計画審議会委員の推薦について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

（議案第8号の朗読説明）

局長

続いて、私からご説明いたします。「網走市都市計画審議会委員の推薦について」は網走市長から、農業委員会へ推薦の依頼がありました。当委員会の委員の推薦については、従来から会長職務代理を推薦しており、現在、山本委員が就任しております。委員の任期が令和3年1月31日

議長

で満了となることから、令和3年2月1日～令和5年【2023年】1月31日までの2年間の任期を務める委員を推薦する必要があります。

委員の推薦について皆様に意見を頂戴したいと思いますが、私から、当審議委員につきましては任期途中でもありますし、引続き山本代理に努めていただきたいと思いますので、山本委員を推薦することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり。)

異議なしと認め、山本会長職務代理者を網走市都市計画審議会委員として推薦することに決定いたします。以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

<午後3時2分 閉会>